

令和7年9月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時 令和7年10月10日（金） 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時23分

場所 第8委員会室

出席委員 宇田川幸夫委員長
権守幸男副委員長
長峰秀和委員、松本義明委員、杉田茂実委員、阿左美健司委員、
立石泰広委員、荒木裕介委員、小谷野五雄委員、武田和浩委員、
小早川一博委員、金野桃子委員、城下のり子委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部]
武澤安彦危機管理防災部長、鈴木健志埼玉版FEMA推進幹、
鶴見恒危機管理防災部副部長、黒澤努危機管理課長、出井正美消防課長、
関口大樹災害対策課長、関根雄一災害対策課防災DX政策幹、
石曾根祥子化学保安課長、濱崎勝志危機管理課危機対策幹

[保健医療部]
榆井隆広感染症対策課副課長

[農林部]
吉田輝美畜産安全課家畜衛生幹

会議に付した事件

あらゆる危機への対応について

長峰委員

- 1 今の説明いただいたあらゆる危機への対応という話で、資料もそうになっているが、内容的には既存の危機対応を整理したという感じが否めない。今回の八潮市道路陥没事故を受けて、これらの中にどのような対応を追加して、あらゆる危機への対処、対応とするのかについて御説明いただきたい。
- 2 埼玉版FEMAについて、これまで自然災害を想定して実施しているというような話は聞いているが、八潮道路陥没事故のような事故を想定した訓練は実施していたのか。

災害対策課長

- 1 八潮を含めてあらゆる危機への対応については、やはりいかに情報を収集して、それを関係者で共有するかということがやはり重要であるというふうに考えているところである。そこで、県では市町村や防災関係機関と情報を共有する災害オペレーション支援システムというのがあるが、そちらの方の改修を現在進めているというところである。今回の改修によって、なかなか、こう情報をどこに入力すべきかなど、そういったものが直感的に分かるような入力画面とすること、また、そのホワイトボードを写真に撮ってそれを文字化するような機能や、あとは、音声で入力するような機能、こういったものを追加することで、なかなか不慣れな担当者であっても戸惑うことなく速やかに入力することができるような改修となる。また、これまでより大容量のデータを登録することを可能とし、改修することによって、動画や多数の写真、図面などを共有して、被災現場の状況を文字で説明することなくそのまま共有できるということになる。こういったシステムに、これらの機能を追加することによって、防災関係機関とより緻密な情報共有を行うことであらゆる危機への対応を強化していきたいというふうに考えているところである。

危機管理課長

- 1 先ほどの続きになるが、危機には様々あるが、いずれの危機対応においても関係機関との緊密な連携と情報共有が重要と考える。埼玉版FEMA図上訓練において、様々なテーマを取り上げる中で、関係機関との連携や情報共有について確認し、危機対応の習熟度を高めていきたいと考えている。
- 2 埼玉版FEMA訓練では、これまで自然災害、国民保護、感染症などの訓練は実施をしているが、八潮道路陥没事故のような事故を想定した訓練というのは実施していない。今後、事故を想定した埼玉版FEMA訓練の実施を検討していく。

長峰委員

- 1 もう一度、御説明いただきたいが、最初のお話で八潮市道路陥没事故を受けて、どのような対策を追加してあらゆる危機への対応とするのかという話で、今お話いただいたのは情報共有の効率化ということである。事故から結構時間が経過しているが、今後、あらゆる危機への対応の中に盛り込む内容として、情報共有の効率化はすごく大切であるが、それだけではやはり足りないのではないかと、もう少し何かこう、そこから学んだことがあるのではないかと思うが、その点について御説明いただければ、1点お願いする。

2 FEMAに関しては、図上訓練を通じてあらゆる危機への対応ということになる。今後も想定外の事象が起こる可能性がもちろんあるということで、あらゆるの中には、やはり単体の事故、今回は単体の事故であったが、これ災害時に起きたら複合になっていくわけである。そういったところも含めてどのように備えていくのかについて御説明をお願いします。

危機管理課長

- 1 あらゆる危機についてであるが、こちらについては今回八潮市の関係者の方ともいろいろ意見交換を行ったが、やはりその中で災害発生時、特に初動期においては迅速な情報共有というのが非常に大事で、そこに尽きるということではないが、やはりそこが非常に重要だということを改めて確認をしたところであるので、先ほど申し上げたとおり、今後システムであったり訓練の積み重ねであったり、そういったことで対応していきたいというふうに考えているところである。
- 2 今後も想定外の事故が起きる可能性があるということの備えであるが、危機災害への対処については、本部の運営やその避難対策、物資の供給など、共通してやるべきことがあるため、まずはその訓練の中で、基本的な対処事項を繰り返し実施する必要があると考えている。また、様々な状況を想定した訓練を実施することにより、想定外というものができるだけ少なくすることも重要と考えている。委員御指摘のとおり実際の災害では想定外の事態が発生するとは考えているが、訓練を積み重ねる中で培った知見で応用をして対応していきたいと考えている。

松本委員

長峰委員の方から全体的なあらゆる危機の対応についてお伺いいただいたので、この資料に基づいて具体的に伺いたいと思う。

- 1 「1 危機管理体制」であるが、危機対策会議についてである。この資料にあるとおり、緊急の対応が必要であるときに開設するとあるが、具体的にどんな基準で開設に至るのか。
- 2 今回の八潮市の道路陥没事故のときは、その危機管理体制がどうだったのか伺う。
- 3 「3 災害時における初動体制」であるが、私も市議会議員のときに台風のときなど、かなり市町村によって参集の差があったりする中で、この市町村を支援するという意味で、県との連動はすごく重要だと思うが、市町村と県の初動体制の連動と、あと連絡体制はどうなっているのか。物理的にどうやって連絡を取り合っているのかということも含めて伺う。
- 4 資料「5 応援体制」の中で、上の方の埼玉県・市町村人的相互応援制度であるが、これは大変重要な制度だと思う。避難所運営や、り災証明とかのタイミングでいろいろ応援に入ると思うが、そうすると時間外がかなり発生するという認識の中で、この予算というのは、人件費はどういうふうな負担になっているのか、災害救助法適用になったときに国とか県とか、行った方の市町村と受けた方の市町村の負担はどうなっているのか伺う。
- 5 「6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度」の中で、県と市町村でこの制度を創出しているという中で、そもそもこの制度のお金を出し合う仕組みがどうなっているのか。また、基金のような形で積んでいるのか。また、その額は適正、毎年見直しとかをやっているのかということ伺う。
- 6 資料に令和6年度は、35世帯に対して適用したとあるが、災害発生して、どのタイ

ミングでという中で漏れがなく、ちゃんと申請していただけるような仕組みになっているのか。必要な人にちゃんと届いているのかということ。ちょっと複数になるが、以上伺う。

危機管理課長

- 1 危機対策会議は、埼玉県危機対策会議設置要綱に基づき設置される会議体で、危機事案が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合に設置することとしている。設置について要綱では、知事は危機の発生等に際し、危機管理防災部長からの報告を受け、緊急対応の必要があると認めるときに対策会議を開設すると定められているが、危機には様々な事案があるため、設置基準を一律に定めることは難しく、個々の事案ごとの判断に実際はなる。
- 2 八潮市道路陥没事故での危機管理体制はどうだったのかということであるが、八潮市道路陥没事故は本年1月28日に発生し、事故発生当初においては、草加八潮消防を中心とする通常の救助活動が行われた。事故翌日の未明、陥没穴が拡大し、地域住民の避難が行われたことなどから、知事の指示により、早朝5時に危機対策会議を開催し、被害状況の確認や対応などを検討するとともに、全庁での支援体制というものを構築した。具体的には、知事自ら自衛隊に電話をして、派遣要請の検討の依頼をしたり、あとは、消防が陥没案内進入するためのスロープの設置。そのほか、地域住民へホテル等への避難のあっせんなど、そういった対応を行ったところである。

災害対策課長

- 3 まず、災害時においては、県や市町村が何らかの災害対応のための体制を設置した場合については、先ほど申し上げた災害オペレーション支援システムに入力をすることになっている。そのため、県や市町村を含む防災関係機関が現時点で県や市町村がどのような体制をとっているのかということ把握することが、そのシステムにおいて可能になるという形になる。例えば、大雨警報などが発表されているような場合について、体制の入力がない市町村が仮にあれば、そういった市町村に連絡をして体制の確認を行うということをしている。また、災害対応のための体制については、県及び市町村がそれぞれ定めた基準に基づき設置をするが、あくまで一つの災害であるので、市町村の状況を把握しながら県として連携をしながら対応しているところである。
- 4 負担の関係であるが、原則職員の給与、旅費、時間外手当など派遣に要する費用については、派遣元の県や市町村が負担をすることになっている。あと先ほどちょっと話のあった救助法の関係であるが、仮に救助法が適用された災害の場合については、救助法の基準に基づいて、旅費とか時間外手当等については、最終的に国や県が負担をするという形になる。
- 5 まず、事業費の関係であるが、毎年度県の方が予算を計上しており、令和6年度の具体的な予算額については1億8,060万円である。この県の予算については、市町村負担分も含めて予算計上しているという形になる。事業費は適正かということであるが、この予算額の計上の仕方が過去に発生した災害による被害の状況を参考に、より大規模な災害が発生した場合でも対応できるように積算をして予算を計上しているというものである。
- 6 平時からその制度自体はPRをしているところではあるが、災害時に市町村が被災者の方に対してこの住家の被害認定調査であるとか、あとは、り災証明書発行の際の機会を通じて、個別に御案内を行うなど、申請の漏れがないように丁寧に周知を行っている

というところである。

松本委員

- 1 危機管理体制で八潮市の道路陥没事故を受けて、今回あらゆるという形でこのテーマが設定されたという認識の中で、先ほど八潮市の陥没事故のときに翌朝5時に県としても体制作って、これは今検証している最中だと思うのでそれがどうこうということは別として、その中で、先ほど説明が自衛隊への要請というのがあったが、この自衛隊への要請というのは埼玉県でまだ記憶に新しいところで秩父エリア地区に雪の災害のときにそれが遅かったのかどうだったのかで結構全国ニュースになったが、この自衛隊への要請というのは市町村ではなく、あくまで知事が求めないとあれなのかとか、その自衛隊へのもうこれはなかなか消防や地元市町村で対応が厳しいとなったときにはその仕組みがどうなっているのか。
- 2 応援体制の中で市町村、派遣元、派遣した方が払うというのは分かったが、そうすると通常の人件費に上乘せして、旅費であったりとか残業代、かなり避難所運営となれば時間を問わずやらなければいけなかつたりすると思う。そのときに、この災害救助法の適用にならなかった別にそもそもそういう事案がないのか。もしそうでなかった場合は特別交付税とかで国などから交付されないで市町村が行ったものは市町村が持たなければいけないのか。その辺のもう少しお金の流れを、要は私とすれば受ける方の市町村は大変だから、なかなか予算を付けづらいし、行った方もどういう状況なのか分からないというので、かなり予算が膨らむとなると、お金のことを気にせずに行ってもらいたいというような中で、そこの仕組みが何か、いまいまだピンと理解できてないので、もう一度詳しく教えていただきたい。

危機管理課長

- 1 自衛隊に対して派遣要請を行うのは御質問どおり知事が行うこととなっている。実務的には大規模災害が発生した場合、まずはその自衛隊の連絡窓口となっている陸上自衛隊第32普通科連隊に情報提供を行い、速やかに連携体制を構築することとしている。その一方で、市町村から被災情報を中心に情報を入手して、最終的に要請の判断をしていくということになる。

災害対策課長

- 2 先ほど申し上げたとおり、災害救助法が適用された場合については、最終的に法に基づいて、国と県が費用を負担するという制度である。人的相互応援制度が最後に使われたのが、令和元年の台風第19号になるわけなので、やはり被災市町村としても、被害が大きいような場合に、この制度をもっと使って応援を要請するということが多いものであるから、まず一つは救助法という話になる。あとは救助法の適用がない場合であったとしても、今御指摘があったとおり、特別交付税措置があり、一定額の措置をされるということになっている。

松本委員

- 1 自衛隊の関係で伺いたいと思う。今知事が要請するという中で、それは仕組み上そうなのかもしれないが、今回現場に近いところの方がいろいろ、こう今回の八潮の陥没のときもそうであり、秩父の雪のときもそうだったように、多分、埼玉は広いので、なかなか報告を上げ合っているとは言いながらも、なかなかその市町村とかにもこれを知事

にもっと求める仕組みや、今の仕組みでは市長さんから自衛隊にというのはできないということであるが、そのまま実態的にいいのか。

- 2 知事が要請するのに時間を要するといろいろ、もろもろの課題もあると思うが、自衛隊に要請するときも人の命が懸かる一刻も争うような状態のときに、慎重なジャッジになり過ぎてないのかとかということも含めて、自衛隊への要請の在り方、再度伺いたいと思う。

危機管理課危機対策幹

- 1 自衛隊の災害派遣の根拠については、自衛隊法第83条の1項というところで都道府県知事が防衛大臣等に対して行うこと、これは決まっている。あと、市町村に関しても全く権限がないというよりも根拠としては、災害対策基本法の第68条の2の1項で、災害の状況を最も迅速かつ的確に把握できる立場にある市町村長が、都道府県知事に対して、自衛隊派遣の要請を求めることができるとなっている。よって、市町村長は都道府県知事に対して自衛隊の災害派遣を求めることができる。それに基づいて都道府県知事は自衛隊の災害派遣を行うという仕組みになっている。
- 2 そういった意味で、いずれにしても自衛隊に災害派遣要請できるのは県知事となるので、県と市としっかりと情報を共有した上で、派遣を要請するというのが適切な流れとなっている。

金野委員

「5 応援体制」について伺う。先ほどの質疑の中でもあったが、基本的に派遣元が人件費などを負担しているということである。応援する業務についても派遣先と県とで調整をしていると伺っている。実際に被災した自治体の中では、受援の際の各種調整などに困難があったという声もあり、内閣府より令和7年4月に市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引が改定されている。埼玉県では埼玉県広域受援計画が策定され、受援計画策定済みの市町村も徐々に増えており、令和4年時点で63市町村中41市町村と聞いているが、現在実際に受け入れる市町村の受援計画の策定状況及び策定支援についてどうなっているのか伺う。

災害対策課長

策定支援であるが、市町村の受援計画策定支援としては、県で埼玉県独自の手引、国の作成した手引に埼玉県独自の要素を追加したものを作り、市町村に配布をしたところである。また、この中にひな形がある程度付いており、必要事項を市町村ごとにアレンジして記入してもらうことで、容易に受援計画の作成が可能となっているというような支援をしている。また、令和4年から5年にかけて、危機管理防災部の幹部職員が市町村を巡回して状況の聞き取りや早期の計画策定をお願いしていったところである。その結果の策定状況であるが、計画策定済みの市町村は現在のところ全市町村となっている。

阿左美委員

- 1 「6 埼玉県市町村被災者安心支援制度」のところであるが、埼玉県・市町村被災者安心支援制度は、よく言われる自助、共助及び公助と言われる部分の向上に当てはまると思うが、その対応は自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた住民に対しということであるが、今日のテーマはあらゆる危機ということであるが、自然災害以外の災害、事故の災害に対応できるかどうかということのを伺う。

- 2 先ほど申し上げた自助の部分で、被災者というか、県民の皆さんが常に備えるという観点から、いろいろと損害保険とかいろんなところが活用ができるかと思うが、そういった危機に備えるような業界団体やそういうところとの連携体制など、今までどんなことがあるのか、想定しているのか。

災害対策課長

- 1 当該制度については、御指摘のとおり自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に資金を支給して生活の再建を支援するという仕組みなので、制度適用の対象を自然災害に限定している。御指摘の事故災害には適用はできないと考えている。

危機管理課長

- 2 激甚化・頻発化する災害に対して個人が保険に加入するという事前の備えは重要と考える。全国的に火災保険の加入率と比較して地震保険の加入率が低いこともあるので、防災学習センターなどを活用してPRを行っている。また、民間事業者との連携としては9月7日に県と幸手市で開催した九都県市合同防災訓練の防災フェアにおいて、日本損害保険協会関東支部と埼玉県損害保険代理業協会にクイズなどを通じた地震保険の普及啓発活動を行っていただいたところである。個別の保険商品をお勧めするということは難しいが、今後も関係団体と連携して効果的な啓発活動に努めていく。

阿左美委員

最初にお聞きしたところであるが、今お答えの中で事故災害には埼玉県・市町村被災者安心支援制度は適用にならないということだが、適用にならないということは事故災害などの場合には、こういった国や県の支援は受けられないという判断でよいか。

災害対策課長

やはり自然災害でない場合については、特段の支援はないと認識をしている。

城下委員

- 1 今回あらゆる危機への対応ということで、正に想定できなかった大変な事故災害が起きた後の大変な中で、現場の皆さんも大変御苦労もされていると思うが、まず、危機管理対処計画の部分でお聞きしたいというふうに思う。今回の八潮の事故も踏まえてこれから各自治体や県民のこういった危機への、災害への、要望などについてはどのように取り扱っていくのか。また今、八潮の方でもまだまだ住民が大変な状況の中で生活をされているが、多様な方々の意見聴取という観点では、この防災計画策定に当たっては、例えば、性の多様性、性的マイノリティの当事者やそういった方たちの参加というのはされているのかどうか。されていなければ今後、そういった方たちも対象として検討していくのかどうか。
- 2 今回の防災計画については、これまで想定できなかった部分もあるので、見直しを今後検討しているのか。
- 3 「5 応援体制」であるが、今回、八潮の事故については先ほども御答弁があったが、当初通常の消防として救助をやったということだが、この応援体制の中でいくと、近隣消防相互応援協定という形で動きがあったのか。ちょっとその辺のまず動いた消防体制の動きについて御説明いただきたいと思う。
- 4 消防については、昨年12月末から広域に向けての新たな消防体制、広域の体制の案

についてのパブリックコメントがあったと思うが、それについては現状どうなっているのか。

- 5 「6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度」についてだが、越谷での大雨の災害の際に、国の方も一部規定の見直しをして床上10センチまでは支援をしていくような旨の改正があったと記憶している。今回、35支援世帯数というふうに、ここに数字が表れているが、過去にお聞きしたところ、支援世帯数については増加しているというような答弁が議会でもあったと思うが、この35世帯のうち、国の制度改正による救済がどれくらいされているのかというのは分かるか。

消防課長

- 3 こちら八潮の事故であるが、埼玉県下応援協定や近隣応援協定に基づき部隊が投入された。草加八潮消防局からの要請によって、埼玉県下応援協定の枠組みで、被災消防本部と同一のブロックである幹事消防本部である埼玉東部消防局や、特別高度救助隊の出動要請があったものなので、その要請に基づき、さいたま市消防局の部隊が派遣されている。また、さいたま市消防局が同じく属するブロックの中心消防本部である川口消防局というところが出動したところである。あと、草加八潮消防局と近隣応援協定を結んでいる東京消防庁が近隣応援の枠組みで出動している。現場では地元草加八潮消防局の指揮の下、救助活動が行われたというふうに聞いている。
- 4 埼玉県消防広域化計画の改定案であるが、こちらの方は先だって一般質問で知事の方が答弁したとおり、昨年12月に報告した消防広域化計画改定案は、八潮陥没事故が発生したことから改めて検討した上で、新たな計画を策定することとしている。知事の答弁でもさせていただいたとおり、今後実施する消防広域化計画の改定は現行計画を見直すこととしており、現時点では新たな広域化計画の枠組みというのは決まっていない。その上で、令和6年度に一旦示した計画案にとらわれず地域の実情や意向を丁寧に踏まえて消防力の強化につながる広域化の方を検討していきたいというふうに思っている。

災害対策課長

- 1 あらゆる当事者の声を防災施策の方に生かしていくということは当然重要であり、県民コメントや支援団体の方を通じて、御意見を頂戴をしているというところである。例えば、県地域防災計画を見直すような際には、県民コメント制度により、広く県民の皆様の御意見を募集して計画に反映をしたというところである。また、例えば、昨年度県がジェンダー視点により避難所開設運営の充実強化のための標準手引、こちらの方を作成しているが、その際には、例えば、性的マイノリティの支援団体が作成した「にじいろ防災ガイド」というガイドブックがあるが、そちらの方を引用掲載をさせていただくなど、性的マイノリティの支援団体を通じて、当事者の声を県の防災施策に取り込んだようなこともある。今後も様々な機会を捉えて、多くの様々な県民当事者の皆様からの御意見を頂戴して、県の防災施策に生かすように努めていきたいというふうに考えている。
- 2 八潮の事故を受けて、防災計画の見直しを検討しているのかということから申し上げたいが、幾つかの制度改正を行っている。災オペの修正や、昨日の八潮特別委員会でもあったがリエゾン派遣の在り方についても見直しを行ったところである。こうした現在進められている検討、見直しといったものを必要な事項について、県地域防災計画の方に反映、改定させていただきたいというふうに思っているところである。
- 6 安心支援制度の関係で、越谷で国の見直しがあり床上10センチ、35世帯というこ

とだが、基本的な考え方については、改定の趣旨が、あくまで判定方法を簡易化したということであり、被害の区分自体は従前のままであるということ、直接支援の対象を拡大したというものではないと国からは伺っている。結果として、35世帯に今回適用になるというふうに考えている。

城下委員

消防の部分では本当にいろいろな近隣、それから東京消防庁も御協力いただいてということで、現体制の中でも早急な対応をしていたというふうに理解をした。

- 1 地域防災計画の改定については、いろいろ、まだ現在進行中なので、これからまたいろいろな部分が出てくるとは思うが、いずれにしても改正をしていくという理解でよいか。
- 2 いろいろな団体から声は聞いているという御答弁だったが、やはり、その方たちが委員として参加しないとまた直接、要求、声を聞くので、それは是非、全国的な流れとしてはそういう流れになっているのかなと思うが、知事もジェンダー主流化というのもおっしゃっているので、そこは今後参加させる方向での課題としての認識はあるのかなのか。

災害対策課長

- 1 毎年、見直しをして必要に応じて修正を掛けていくということが定められているので、八潮の件も含めて、見直し、修正を掛けていくというふうに認識をしているところである。
- 2 今も先ほど申し上げた県民コメントで出すと、例えば、障害者団体の方からお声を頂いたりということがあった。現在の制度に加えて、何ができるかということについては、研究していきたいというふうに考えている。

小早川委員

- 1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度について、先ほど松本委員からも発言があったが、発災直後に十分に伝わらずに申請漏れがないように対応いただくということが重要かというふうに考えている。被災者への情報共有、周知に関してであるが、先ほど平時から周知をしているという話があったが、平時と併せて発災直後に関してもどのように情報の共有周知が行われているのかということ伺う。
- 2 これまでのこの災害における支援、市町村連携において運用上の課題認識、問題認識をどのように持っているのかということについて伺う。

災害対策課長

- 1 この支援制度自体繰り返しになるが、平時から制度周知しており、例えば、県や市町村のホームページに掲載をしてあったり、あとは、市町村によってはラックにチラシを入れて、紹介をしているというところが一つである。また、災害時については、被災者の方が市町村の窓口で相談に来られたり、あとは、住家被害、認定調査のときに市町村職員が被災地の方に直接お目に掛かったりとか、そういった機会があるので、そういったときに、こういった制度があるということを改めて御周知をさせていただき、漏れがないように周知をさせていただきということで努めているところである。
- 2 この安心支援制度自体の運用上の課題というところであるが、今年の8月に、まずは、県内全市町村担当者の方に、この安心支援制度、何か御意見あるかどうかという確認を

したところであるが、例えば、事務手続が煩雑だというような運用上の課題というのは、現在のところ指摘はされていないところである。そのため、現状では運用上の大きな課題はないというふうに捉えているが、今後そういった課題について指摘がある場合については、適切に対応していきたいというふうに考えている。

小早川委員

あくまで、その発災直後のところであるが、受け身ではなくて市町村が被災エリアに赴いて調査を行っているということの、受け身ではなくて、あくまで行政側から働き掛けているということの認識でよいか。

災害対策課長

発災直後、市町村の職員が、現地がどうなっているのか、被災の状況がどうなっているのかということは確実に見に行き行って調査をしている。例えば、建物が壊れて崩れているとかという話があれば、災害オペレーション支援システムで共有をするというような形になるわけだが、そういった出張といったときに住民の方と接触する形もあるかと思う。そういったときについては、後々の手続の関係やこういった支援制度があるという話などそういったことは相手の要望に応じながらお答えをしているところである。

武田委員

県の方でほぼ実動部隊を持たないということで、そうした中でやはり関係諸団体とのより良い関係の構築がすごく重要だと思っている。これまで築いてきたそういった構築の取組、そしてまた、こういった訓練を今後とも通して目指すところの関係性の構築など、やはり県の方で力強い権限やリーダーシップ、そういったものを発揮する必要もあると思うので、その辺がどうなっているのかということでお答えいただければと思う。

危機管理課長

関係団体との関係の構築ということであるが、まず、埼玉県の場合はほぼ実動部隊を持たないということで関係機関との連携体制の構築というのが非常に重要だと考えている。そちらを埼玉版FEMAを中心に取組を進めているところであり、令和2年度から延べ1,430の機関が訓練に参加していただいている。最近だと、鴻巣市をはじめとしてFEMAを冠した取組なども始まっているということで、広がりが見えてきているところである。引き続き、やはりより多くの機関と訓練を重ねて、いざというときに速やかなに対応ができるような、そのような関係を構築していきたいというふうに考えている。

杉田委員

- 1 「5 応援体制」の中で、消防相互応援体制に関して伺う。埼玉県下消防相互応援協定によって、どんな場合にどんな手順でというのは先ほど御答弁頂いたので理解ができたが、具体的に一步現場に踏み込んだところでお伺いしたいと思う。現場で応援に来ていただいた消防部隊の指揮は、一体誰が執るのか。
- 2 応援が適切にできるような訓練を現実的にどんな形で、どのように実施しているのか。

消防課長

- 1 誰が指揮を執るかについてである。消防組織法では、応援に来た部隊は、応援を受けた市町村の指揮の下に行動するとされている。実際には、応援を受けた消防本部の指揮

の下に消防の活動を行うことになる。

- 2 訓練であるが、県が主催する埼玉SMARTの訓練において、各消防部隊が実際に連携機能するよう県下相互応援を意識した共同訓練を行うなど、いざというときに備えた準備や訓練というのを行っている。また、消防機関同士の応援協定が機能するためには、やはり常に顔が見える関係作りや訓練が重要であるので、複数の消防本部が連携して、例えば、高速道路や列車事故等による多数傷病者が発生した場合を想定した訓練なども行われている。

荒木委員

- 1 埼玉版FEMAについてであるが、知事はかねてよりFEMAについて、埼玉版FEMAについては、完成することのない挑戦だとしており、普段から警察や消防、自衛隊といった関係機関と図上訓練を年に6回程度実施している。そうした中で、現状埼玉版FEMAを県として遂行していく上で、その課題をどう認識して、そしてまた、そのレベルをより高いレベルまで持っていくために、そうした課題をどう克服していくお考えか。先ほど来、八潮の道路陥没事故の件もいろんな議論があって大きな課題として捉える中で、改めてそこも含めての克服の仕方、こういったものをお聞かせいただきたいと思う。
- 2 「6 埼玉県・市町村被災者安心支援制度」について、この中で埼玉県の市町村家賃給付金とあるが、この支援金の給付要件として最寄りの公営住宅に入居すると通院が困難な方とあるが、この通院が困難な方というのはどこまでのこういったことが困難になるか。つまり時間であったり距離であったりとか、そういった規定があるのかどうかについて確認させていただきたいと思う。

危機管理課長

- 1 課題であるが、やはり、より多くの関係機関に参加いただき連携体制を更に広げていくということが一つ。あとは様々な危機・災害に対応できるように訓練を積み重ねていくということが重要かと考えている。今年度は県広域物資拠点を活用した物流オペレーションであったり、危機事案としては、不発弾発見時の対応など、そういった訓練も行っている。今後、能登半島地震の教訓を踏まえた通信途絶状況下での孤立集落対策なども予定をしているところである。このように、様々な事案についてテーマとして取上げより、レベルアップを図っていきたいと考えているところである。

災害対策課長

- 2 家賃給付金に関する要綱では、どのようなという具体的な、例えば、距離や通院の時間などそういった具体的な規定は定められていない。こういう申請時に空いている公営住宅の位置や状況というのは確認をするが、被災者それぞれの事情があるので、そちらの方を丁寧に向いながら、被災者のためになるような支援を行っていきたいというふうを考えている。

小谷野委員

風水害の関係で、やはり河川の関係で非常に今のこの雨の降り方は違うということで、通常だったらそこまで水は来ないが、来てしまうということで、床下浸水、床上浸水、また命が奪われたりなどあったが、私はある場所に山の中腹の家が、建て売りが全部流れ込んで、お寺だけそこは助かったが、現地に行ってみたら、ここの堀は埋めては駄目と言っ

ていた。地元の人が。堀を埋めてそこに家を建ててしまったので、何十年に一回か、水が湧くのであろうけれども、それが飲み切れなかったということで、やはりこれからは災害が起きてから、災害復旧で9割補助か、何かして復旧ができるんだというよりも、災害を自ら、もうこの川は厳しいなというところで予算を入れて、国民、県民の財産生命を守っていかなければというふうに思うが、そういった方向性を起きてから対応するのではなく、事前に国に対して、この川は厳しいと。御存じのように、今農家は田んぼやっているとなく、昔は田んぼをやっているのに田んぼに水が全部川の水がはけた。オーバーフローしても。ところがもうないので、そこはもう雑地みたいになっているので、すぐに家の方に水が行ってしまうという状況であるが、この辺をしっかりと、こう県として指導をしたり、また、河川の未然に災害が起きないように対応できるようなことというのは常にやっているのか。

危機管理課長

やはり、その災害が起こってからの対応ではなく事前という対応は非常に重要だと考えている。河川の関係で申し上げますと、各市町村でハザードマップというのを作って住民向けに公表している。こういった地域が浸水のリスクが高いと、そういったことは知らしめているところなので、そういったそのリスクがあるということについての普及であったり、そういったことについて、どのようなことができるかを検討していきたいと考えている。

小谷野委員

ハザードマップはよく分かったが、実はうちの方に宮沢湖という湖があるが、土手が決壊すると、大体30分以内にうちの家は2メートルぐらい水が来てしまう。そんなことはないという事はあり得ないのではないかとこのように思っているが、10年以上前に宮沢湖の下の弁が外れてしまい、それで水が出てしまった、宮沢湖の全部水が空っぽになるぐらい、そのときにどういうことが起きたかという、河川がヘドロで1メートルぐらい上がってしまった。それを全部撤去しないと、すぐ1メートルぐらい災害が雨が降ったときは、オーバーフローしてしまうわけだが、市の方で第二用水の小畔川というのがあるが、ここなんかもう第二用水にもお金はない。市が負担しなければいけない。国の予算をしっかりと入れてもらわなければいけない。これを調べてみると、50%ぐらいの補助が出るというシステムが見つかったので、それで僕はやっていきたいなと思っているが、その辺を市町村とよく検討しながらやっていかないと本当に大変な状況である。田んぼなんてやってないわけであるから、これは東部、南部の必要は余り少ないかもしれないが、西部、北部は非常に厳しい状況でもある。これも含めてしっかりと少し国に対してどういう方向ができるのか。しっかりとやっていけばハザードマップがあるからいいやという、そんなのは何にもならない。逆にそれをオープンにすると怖がってしまう。そこには家なんか建てられないという話になってしまうので加速してしまう形もある。しっかりとその辺をやっていければということをお願いする。

危機管理防災部長

先ほど危機管理課長の方から、ソフト面での対策ということでやはり事前の防災、ソフト面でも重要というお話をさせていただいた。今委員からお話を頂いたのは、それに加え、ハード面での対策も重要ではないかというような御指摘かと思う。河川管理等については基本的に県土整備部を中心にやっているが、私どもとしても国土強靱化計画、そういった

ものでいろいろ関わりがあるので、県土整備部と連携を取りながら対応の方をしていきたいというふうに考えている。